

埼玉セントラル病院

患者の権利と責務

- 1 患者は、人間としての尊厳を尊重され、安全で良質な医療を等しく受ける権利を有する。
- 2 患者は、自らの意思で医療機関を選ぶ権利を有する。
- 3 患者は、自ら受ける医療に関して、医療提供者からの十分な説明を受けたうえで、自ら主体的に判断し決定する権利を有する。
- 4 患者は、前項の判断をする際に、必要に応じて、医療提供者もしくは他の医療提供者からの助言、意見を求めることができる。
- 5 患者は、医療を受ける際には、自らの健康状態、治療内容等について、医療提供者から理解しやすい方法で十分な説明を受けることができる。
- 6 患者は、自らが受けた医療に関して作成された診療記録等の開示を、医療機関から受けることができる。
- 7 患者は、自らが受ける医療の内容について、医療提供者その他の関係者の適切な配慮によって、みだりに他者に知られないよう保護される権利を有する。
- 8 患者およびその家族は、医療提供者が安全で良質な医療を提供できるように協力しなければならない。
- 9 患者は、医療を受ける際には、医療提供者に対して、過去の病歴、薬歴、入院歴、家族の病歴、その他現在の健康状態に関係するすべての事項を含む十分な情報を提供するよう努めなければならない。
- 10 患者は、医療を受ける際には、医療提供者の療養上の指導に従い、治療効果が高まるよう協力しなければならない。
- 11 患者は、受診時や療養生活全般、対価の支払い等について医療機関が定める諸規則を遵守し、他の患者様の療養の妨げとなることのないよう努めなければならない。

埼玉セントラル病院 病院長